

糸保第 470 号  
令和 3 年 1 月 20 日

保護者の皆様へ

糸満市長 當銘 真栄



新型コロナウイルス感染症による登園自粛要請と求職活動の事由における就労開始期限について（通知）

日頃より教育・保育行政にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。さて、令和 3 年 1 月 19 日に沖縄県から緊急事態宣言が発令されました。糸満市においては令和 2 年 8 月 1 日から保護者の皆様へ登園自粛要請を行っており現在も引き続き要請中でございます。家庭保育が可能であれば登園の自粛を改めてお願いいたします。なお、家庭での保育ができない園児については通常通りの保育を行います。

保育料の減免などについては以下の通りです。

#### 保育料の減免について

公立及び認可保育施設においては、登園自粛期間中に登園を自粛した日について日割り相当分の保育料を減免いたします。保護者による手続きは不要ですが還付口座について書類を提出していただく場合がございます。

また、認可外保育施設においては、施設が保護者に対して保育料を減免した場合は施設に対して助成を行います。保護者と市との間で手続はありません。

#### 保育の必要性が「求職活動」であるかたの就労開始期限について

新型コロナウイルス感染症の影響で、求職活動を行っても就労先が見つからない方で期限を迎える方については、個別に期限の延長について検討いたしますので求職活動を行っていることを証する書類（ハローワークの申込・応募書類や不採用通知）の提出をお願いいたします。なお、今回の緊急事態宣言を受けても、全員に一律で数か月期限を延ばすものではありませんのでご注意ください。

お問い合わせ先 糸満市役所 保育こども園課 TEL : 098-840-8131